

徳島県内の入札実態 と公契約条例

公益社団法人徳島地方自治研究所

理事長 **山本 準**
(鳴門教育大学教授)

常務理事 **中野 輝行**

主任研究員 **徳永 佳紀**

研究員 **河野 大輔**

事務局長 **南 礼子**

1. はじめに

「徳島県内の公契約条例に関わる状況や委託業務の実態を把握し、良質な公共サービスを確保するための課題を明らかにし、今後の行政施策の参考資料を得ること」を目的として別紙の「徳島県内の公契約条例に関わる実態調査」を2012年6月に行い、調査対象である県内全市町村からの回答を得た。

2. 実態調査の単純集計結果

「徳島県内の公契約条例に関わる実態調査」の単純集計結果は以下の通りであった。

- (1) 建設工事の入札については、①入札参加資格基準は22自治体91.7%で設定し、基準は徳島県基準がベースとなっている。②業者選定に係る資格基準は23自治体95.8%で設定し、指名停止措置も23自治体95.8%で設定している。③入札制度等では全ての自治体で最低制限価格制度を導入しているが、低入札価格調査制度を導入しているのは僅か1自治体であった。最低制限価格制度の基準は徳島県基準がベースとなっているのが半数の12自治体で、独自で設定している20自治体の内、「要綱等がホームページで公開」されているのは半数以下の8自治体であった。④入札・落札に係って総合評価方式は、17自治体70.8%で設定しているが、国のガイドラインや徳島県基準をベースに設定しているのは17自治体中10自治体で、独自に基準を設定しているのは6自治体である。ただ要綱等をホームページで公開しているのは13自治体中僅か4自治体でしかない。また総合評価方式発注金額は、発注方式(特別簡易、簡易、標準)により異なるが3,000万円以上で過半を占めている。
- (2) 業務委託契約について、①入札制度で最低価格制度を導入しているのは8自治体33.3%で過半の12自治体は導入していない。さらに、建設工事入札で最低制度価格導入の22自治体のうちでも8自治体36.4%でしかない。②制度適応は、9自治体中6自治体で発注金額による違いはないが、総合評価方式を設定しているのは2自治体でしかない。③3,000万円以上の発注金額で総合評価方式の対象となるが、徳島県内では県庁舎清掃業務すら3,000万円以下となる現状から、県内自治体の清掃業務の委託は価格競争となってしまおうと言っても過言ではないだろう。
- (3) 公契約条例の検討について、2自治体で条例化を検討している。



「徳島県内の公契約条例に関わる実態調査」単純集計結果

《 I 建設工事の入札について 》

(1) 入札参加資格基準は設定していますか		
1. 設定している	22	91.7%
2. 設定していない	2	8.3%
3. わからない	0	0.0%
合計	24	100.0%

(2) 上記(1)で「1. 設定している」とお答えした自治体にお尋ねします。設定基準は次のどれですか。		
1. 徳島県基準に準じて設定している	7	29.2%
2. 徳島県基準を参考として独自に設定している	11	45.8%
(※要綱等はホームページで公開されていますか)		
1. はい	6	54.5%
2. いいえ	3	27.3%
3. 独自に評価基準を設定	4	16.7%
(※要綱等はホームページで公開されていますか)		
1. はい	0	0.0%
2. いいえ	4	100.0%
4. その他	0	0.0%
合計	22	100.0%

(3) 業者選定に係る資格基準は設定していますか		
1. 設定している	23	95.8%
2. 設定していない	1	4.2%
3. わからない	0	0.0%
合計	24	100.0%

(4) 指名停止措置は設定していますか		
1. 設定している	23	95.8%
2. 設定していない	0	0.0%
3. わからない	1	4.2%
合計	24	100.0%

(5) 入札制度等の導入は次のどれですか		
1. 低入札価格調査制度を導入している	0	0.0%
2. 最低制限価格制度を導入している	23	95.8%
3. 低入札価格調査制度と最低制限価格制度の双方を導入している	1	4.2%
4. 低入札価格調査制度と最低制限価格制度を導入していない	0	0.0%
合計	24	100.0%

(6) 上記(5)で「1. 低入札価格調査制度を導入している」及び「3. 低入札価格調査制度と最低制限価格制度の双方を導入している」とお答えした自治体にお尋ねします。低入札価格調査制度の算定基準の設定は次のどれですか。また、発注金額による設定の違いがあればご記入をお願いします。有効回答数が「1」のため省略		
---	--	--

(7) 上記(5)で「1. 低入札価格調査制度を導入している」及び「3. 低入札価格調査制度と最低制限価格制度の双方を導入している」とお答えした自治体にお尋ねします。低入札価格調査制度の失格基準の設定は次のどれですか。有効回答数が「1」のため省略

(8) 上記(5)で「2. 最低制限価格制度を導入している」及び「3. 低入札価格調査制度と最低制限価格制度の双方を導入している」とお答えした自治体にお尋ねします。最低制限価格制度の算定基準は次のどれですか。

1. 徳島県算定基準に準じて設定している	2	8.3%
2. 徳島県算定基準を参考として独自に設定している	10	41.7%
(※要綱等はホームページで公開されていますか		
1. はい	5	50.0%
2. いいえ	5	50.0%
3. 独自に算定基準を設定している	10	41.7%
(※要綱等はホームページで公開されていますか		
1. はい	3	30.0%
2. いいえ	7	70.0%
4. 算定基準は設定しているが、非公開である	2	8.3%
合計	24	100.0%

(9) 入札・落札に係って総合評価方式を設定していますか

1. 設定している	17	70.8%
2. 設定を予定している	0	0.0%
3. 設定していない	7	29.2%
合計	24	100.0%

(10) 上記(9)で「1. 設定はある」及び「2. 設定を予定している」とお答えした自治体にお尋ねします。総合評価方式の評価基準は次のどれですか。また、発注金額による設定の違いがあればご記入をお願いいたします。

1. 国の総合評価方式活用ガイドライン（平成17年9月）を参考に設定している	3	17.6%
2. 徳島県の評価基準に準じて設定している	7	41.2%
(※要綱等はホームページで公開されていますか		
1. はい	1	14.3%
2. いいえ	6	85.7%
3. 独自に評価基準を設定	6	35.3%
(※要綱等はホームページで公開されていますか		
1. はい	3	50.0%
2. いいえ	3	50.0%
4. その他	1	16.7%
合計	17	100.0%



総合評価方式発注金額（単位：万円）

発注 金額	特別簡易	簡易	標準
100,000			1
50,000			1
15,000		1	
10,000		2	
5,000	2		
3,000	3	1	1
1,000	1		
500	1		
無し	1		
その他	3		
合計	11	4	3

《 II 業務委託契約について 》

(1) 入札制度等の導入は次のどれですか		
1. 低入札価格調査制度を導入している	0	0.0%
2. 最低制限価格制度を導入している	7	29.2%
3. 低入札価格調査制度と最低制限価格制度の双方を導入している	1	4.2%
4. 低入札価格調査制度と最低制限価格制度を導入していない	12	50.0%
5. その他	2	8.3%
無回答	2	8.3%
合計	24	100.0%

(2) 上記(1)で「1. 低入札価格調査制度を導入している」、「2. 最低制限価格制度を導入している」、「3. 低入札価格調査制度と最低制限価格制度の双方を導入している」とお答えした自治体にお尋ねします。制度適応は、発注金額により違いがありますか。		
1. 違いがある	0	0.0%
2. 違いはない	6	66.7%
3. その他	3	33.3%
合計	9	100.0%

(3) 総合評価方式は設定していますか		
1. 設定している	2	8.3%
2. 設定を予定している	0	0.0%
3. 設定は未定	22	91.7%
合計	24	100.0%

(4) 上記(3)で「1. 設定している」及び「2. 設定を予定している」とお答えした自治体にお尋ねします。制度適応は、発注金額により違いがありますか。		
1. 違いがある	0	
2. 違いはない	1	
3. その他	1	

《 Ⅲ 公契約条例の検討について 》

(1) 公契約条例の条例化を検討していますか		
1. 検討している	2	8.3%
2. 検討していない	21	87.5%
3. その他	1	4.2%
合計	24	100.0%

入札改革に関する調査票

2012年6月
公益社団法人徳島地方自治研究所

《 Ⅰ 建設工事の入札について 》

- (1) 入札参加資格基準は設定していますか
1. 設定している
 2. 設定していない
 3. わからない
- (2) 上記(1)で「1. 設定している」とお答えした自治体にお尋ねします。設定基準は次のどれですか。また、「はい/いいえ」は該当する箇所を○で囲んでください。
1. 徳島県の基準に準じて設定している
 2. 徳島県の設定基準を参考として独自に設定している
(※要綱はホームページで公開されていますか はい/いいえ)
 3. 独自に評価基準を設定
(※要綱はホームページで公開されていますか はい/いいえ)
 4. その他 ()
- (3) 業者選定に係る資格基準は設定していますか
1. 設定している
 2. 設定していない
 3. わからない
- (4) 指名停止措置は設定していますか
1. 設定している
 2. 設定していない
 3. わからない
- (5) 入札制度等の導入は次のどれですか
1. 低入札価格調査制度を導入している
 2. 最低制限価格制度を導入している
 3. 低入札価格調査制度と最低制限価格制度の双方を導入している
 4. 低入札価格調査制度と最低制限価格制度を導入していない →設問(9)へ
- (6) 上記(5)で「1. 低入札価格調査制度を導入している」及び「3. 低入札価格調査制度と最低制限価格制度の双方を導入している」とお答えした自治体にお尋ねします。低入札価格調査制度の算定基準の設定は次のどれですか。また発注金額による設定の違いがあればご記入をお願いいたします。また、「はい/いいえ」は該当する箇所を○で囲んでください。
1. 徳島県算定基準に準じて設定している
 2. 徳島県算定基準を参考として独自に設定している
(※要綱はホームページで公開されていますか はい/いいえ)
 3. 独自に評価基準を設定
(※要綱はホームページで公開されていますか はい/いいえ)
 4. その他 ()
- (7) 上記(5)で「1. 低入札価格調査制度を導入している」及び「3. 低入札価格調査制度と最低制限価格制度の双方を導入している」とお答えした自治体にお尋ねします。低入札価格調査制度の失格基準の設定は次のどれですか。また、「はい/いいえ」は該当する箇所を○で囲んでください。
1. 徳島県失格基準に準じて設定している
 2. 徳島県失格基準を参考として独自に設定している
(※要綱はホームページで公開されていますか はい/いいえ)
 3. 独自に算定基準を設定し、次のいずれか一つでも下回れば失格となる

①直接工事費の	%	②共通仮設費の	%	③現場管理費の	%
④一般管理費の	%	⑤その他 () の	%		

4. 独自に算定基準を設定している
- ①直接工事費の % ②共通仮設費の % ③現場管理費の %
 ④一般管理費の % ⑤その他 () の %
5. その他 ()
- (8) 上記(5)で「2. 最低制限価格制度を導入している」及び「3. 低入札価格調査制度と最低制限価格制度の双方を導入している」とお答えした自治体にお尋ねします。最低制限価格制度の算定基準は次のどれですか。また、「はい/いいえ」は該当する箇所を○で囲んでください。
1. 徳島県算定基準に準じて設定している
 2. 徳島県の算定基準を参考として独自に設定している ()
 (※要綱はホームページで公開されていますか はい/いいえ)
 3. 独自に算定基準を設定している ()
 (※要綱はホームページで公開されていますか はい/いいえ)
 4. 算定基準は設定しているが、非公開である
- (9) 入札・落札に係わって総合評価方式を設定していますか
1. 設定している
 2. 設定を予定している
 3. 設定していない
- (10) 上記(9)で「1. 設定している」及び「2. 設定を予定している」とお答えした自治体にお尋ねします。総合評価入札方式の評価基準は次のどれですか。また、発注金額による設定の違いがあればご記入をお願いいたします。また、「はい/いいえ」は該当する箇所を○で囲んでください。
1. 公共工事における総合評価方式活用ガイドライン（平成17年9月）を参考に設定している
 2. 徳島県の評価基準に準じて設定している
 (※要綱はホームページで公開されていますか はい/いいえ)
 3. 独自に評価基準を設定
 (※要綱はホームページで公開されていますか はい/いいえ)
 4. その他 ()
- 《 II 業務委託契約について 》
- (1) 入札制度等の導入は次のどれですか
1. 低入札価格調査制度を導入している
 2. 最低制限価格制度を導入している
 3. 低入札価格調査制度と最低制限価格制度の双方を導入している
 4. 低入札価格調査制度と最低制限価格制度を導入していない
 5. その他 ()
- (2) 上記(1)で「1. 低入札価格調査制度を導入している」及び「2. 最低制限価格制度を導入している」、「3. 低入札価格調査制度と最低制限価格制度の双方を導入している」とお答えした自治体にお尋ねします。制度適応は、発注金額により違いがありますか。また、「はい/いいえ」は該当する箇所を○で囲んでください。
1. 違いがある
 ①金額 () 万円以上
 ②算定基準に違いはありますか。(はい/いいえ)
 2. 違いはない
 3. その他
- (3) 総合評価方式は設定していますか
1. 設定している
 2. 設定を予定している
 3. 設定は未定
- (4) 上記(3)で「1. 設定している」及び「2. 設定を予定している」とお答えした自治体にお尋ねします。制度適応は、発注金額により違いがありますか。また、「はい/いいえ」は該当する箇所を○で囲んでください。
1. 違いがある
 ①金額 () 万円以上
 ②算定基準に違いはありますか。(はい/いいえ)
 2. 違いはない
 3. その他
- 《 公契約条例の検討について 》
- (1) 公契約条例の条例化を検討していますか
1. 検討している
 2. 検討していない
 3. その他

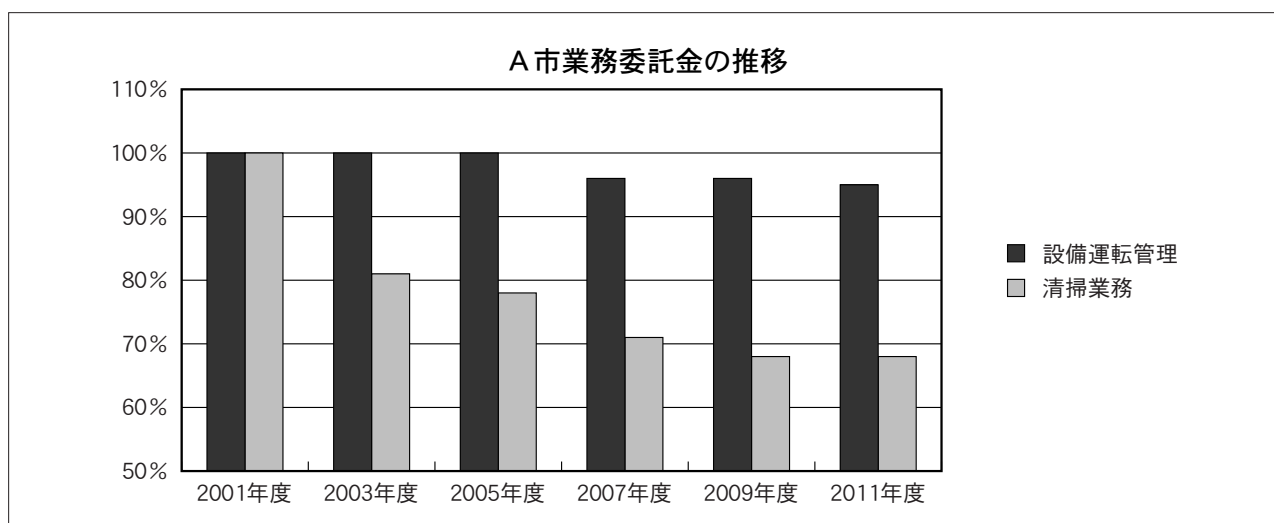
ご協力ありがとうございました

3. 業務委託に関する入札の実態（聞き取り調査から）

建設工事の入札の現状は前記の通りであったが、業務委託に関わっての入札価格低下の実態が別表Aの通り明らかとなった。特に清掃業務の委託金は2001年を100とした場合に10年後の2011年は32%も大きく下落している。この背景には、清掃業務に対する否定的な社会評価があると考えられる（自治労徳島県本部現業評議会の「現業差別に関するアンケート調査結果報告」2011年2月を参照）。

【別表 A A市庁舎管理業務委託金の推移】

年度	2001	2003	2005	2007	2009	2011
委託業務名						
設備運転管理	100%	100%	100%	96%	95%	95%
清掃業務	100%	81%	78%	71%	68%	68%



さらに、県内の自治体についての業務委託をインターネットで検索していると「県庁舎清掃業務等の随意契約問題」（注1）の記事があり、そこには「2004（平成16）年には127,752,000円の委託金が2012（平成24）年には35,406,000円と大きく低下した」県庁舎清掃業務委託金額の推移があった。そこで委託契約者である徳島ビルメンテナンス協同組合を訪れた。

（注1 <http://www.ombuds-tokushima.org/activity/9-2010/113-2012-03-18-10-59-21>）

なお、徳島ビルメンテナンス協同組合とは、1980（昭和55）年に清掃及び設備運転管理関係では県内唯一の官公需適格組合として認証を受け、以来、共同受注規則に則り多種多様化するビル総合管理に対応している協同組合である（注2）参照のこと）。

（注2）

官公需……国、都道府県、市町村などの官公庁が、物品を購入したり工事の発注などを行うことを「かんこうじゅ」と言います。

官公需適格組合……「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」（昭和四十一年六月三十日 法律第九十七号、最終改正：平成十九年五月二十五日法律第五十八号）により設立された団体を意味します。「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」では、中小企業の発展につなげるため、官公庁の発注契約においてできるだけ中小企業者の受注機会の確保を図ることとしており、国や地方公共団体ではそのための様々な取り組みを行っています。また、国では官公需の受注に対して特に意欲的であり、かつ受注した契約を十分に責任を持って履行できる経営基盤が整備されている組合であることを経済産業局が証明する制度「官公需適格組合制度」も設けています。



そして、(1)随意契約から指名競争入札への経過や受託金額が下落した理由、(2)委託事業で働く人や企業への影響、(3)今後の課題や要望等、を中心に同協同組合の専務理事および事務局長から聞き取りを行ない、次のような趣旨の説明を受けた。

(1) 随意契約から指名競争入札への経過や受託金額が下落した理由

1995年のWTOにおける政府調達に関する協定が行なわれ、それ以降に規制緩和が進み、清掃等業務は、WTO政府調達協定の対象とされた。そのため、それまでの「県内業者への優先発注」という県方針が困難となったが、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(平成七年十一月一日政令第三百七十二号。最終改正:平成十六年十一月八日政令第三百四十四号)の第三条(適用範囲)第二号「事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会を相手方とする調達契約」が協同組合との契約について例外規定があることから、徳島県はWTO政府調達協定との両立を図ってきた。しかし、随意契約方式が全国的に減少する中、徳島県も随意契約から指名競争入札となり、さらに業務委託の仕様書が変更され、それに伴っての作業量が減少し、結果として受託金が下落した。

なお、WTO政府調達協定については下記を参照されたい。

《注》外務省ホームページより

WTO 政府調達協定の概要

WTO政府調達協定は、ウルグアイ・ラウンドの多角的貿易交渉と並行して交渉が行われた結果、1994年4月にモロッコのマラケシュで作成され、1996年1月1日に発効した国際約束(条約)です。日本は、1995年12月に同協定の締結及び公布を行いました。

同協定は、1995年1月に発効した「世界貿易機関(WTO)を設立するマラケシュ協定(WTO協定)」の附属書四に含まれる複数国間貿易協定と呼ばれる4つの協定のうちの一つです。この附属書四に含まれる各々の協定はWTO協定の一括受諾の対象とはされておらず、したがって、別個に受諾を行ったWTO加盟国のみがWTO政府調達協定に拘束されることとなりますが、その実施・運用は、WTOの枠組みの中で統一的に行われています。

政府調達分野では、以前より、東京ラウンドの多角的貿易交渉の結果、1979年4月に作成され、1987年2月に改正された「政府調達に関する協定」により、政府機関等による製品の調達に内国民待遇の原則(他の締約国の製品及び供給者に与える待遇を自国の製品及び供給者に与える待遇と差別しないこと)、及び無差別待遇の原則(他の締約国の製品及び供給者であって締約国の製品を提供するものに与える待遇をそれ以外の締約国の製品及び供給者に与える待遇と区別しないこと)が適用されてきました。

WTO政府調達協定は、こうした規律の適用範囲を新たにサービス分野の調達、地方政府機関による調達等に拡大するもので、政府調達における国際的な競争の機会を一層増大するとともに、苦情申立て、協議及び紛争解決に関する実効的な手続が定められたことにより、政府調達協定をめぐる問題につき一層円滑な解決を図るための仕組みが整備されました。1997年から、同協定の改正交渉が行われた結果、2011年12月に実質妥結し、2012年3月に改正議定書が採択されました。GPA加盟国の3分の2が受諾後、30日目に発効する予定です。この改正協定によって、調達対象範囲の拡大等新たな政府調達市場が開放されることとなります。

WTO 政府調達協定(GPA)改正交渉の実質的妥結(概要) 平成23年12月16日

12月15日(木曜日)、ジュネーブにおいて開催されたWTO・GPA閣僚会議において、14年間にわたるWTO政府調達協定改正交渉が妥結しました。この閣僚会議には、我が国から中野譲外務大臣政務官及び室井邦彦国土交通大臣政務官が出席したほか、米、EU等同協定加盟国42カ国から閣僚他が出席しました。

同交渉の実質的妥結により、各国が国際調達を約束する公的機関を拡充するとともに、調達の範囲を広げ、更なる公的調達市場が創出されることになりました。また、協定のテキストも改訂され、開発途上国を対象に加盟を推進するための条項が導入されるとともに、電子的手段の利用の推奨等、より効率性を重視した国際的ルールが規定されました。

(参考) 政府調達協定(GPA: Government Procurement Agreement) :

広義のWTO協定の一部。現在、42カ国が加盟。主な加盟国は、米国、EU(27カ国)、カナダ。中国他9カ国が加盟申請中。加盟国の公共調達(国・地方等)の外国企業への開放により、効率的な質の高い経済に貢献。

(2) 委託事業で働く人や企業への影響

仕様書の変更に伴う作業量の減少は、例えば年6回のワックスがけが年2回、ガラス清拭が年4回から年1回、カーペットクリーニングが年2回から1回となり、そのために労働時間も減少して常勤・フルタイムがアルバイトやパートになった。時給単価が維持されても労働時間の減少は大きな収入減となり、アルバイトやパートでしか働く事ができない仕事ととなり、高齢化と空洞化が起きている。高齢化と空洞化を生み出すような仕様書の変更は、企業にとっては人材の育成や技術の向上が困難となり、企業活動に大きな影響を与えている。その一方で、県庁舎清掃業務を見ればその県のビルメンテナンス技能が推測されると言われることから、厳しい受託金額でも受託しているのが現状である。

(3) 今後の課題や要望等

ビルメンテナンスを行なう企業は、自治体だけでなく県内のオフィスや病院、ホテルなど多くの現場で仕事をしているが、これらオフィスやホテル、病院など多くの現場では県庁舎清掃業務のような委託金が大幅に減少するような価格競争は起きていない。むしろ施設設備の清掃・美観はこれら多くの企業にとっては収益に直接影響するとして、清掃業務の重要性を認識し、適正な評価の元、委託業務価格を設定している。また、緻密な清掃業務は、施設等の維持管理を延命するのは重要であるが、今回のような県庁舎清掃業務の仕様書が続けば、「トイレが臭くなった」など県庁舎の様々な箇所での綻びや修繕への対応が発生し、かえって費用が高くなることを懸念する。

毎年の年度末3月末の入札は、その現場で働く人にとっては「翌年も引き続いて働けるのか否か、非常に不安」であり、契約年数は最低でも3年位の複数年数契約を要望したい。特に清掃業務の評価はし難いものがあるが、清掃業務の履行評価を行なう上で最低3年以上の契約期間が必要である。また、清掃業務事業は物品購入と同じ扱いであり、清掃業務に対する正当な社会的評価を求めて行きたい。

4. まとめとして

(1) 政策目的型入札改革の経緯

最初に、自治体が政策目的型入札改革を推進するきっかけについて、公益財団法人地方自治総合研究所の上林陽治研究員の「政策目的型入札改革と公契約条例（上）」（『自治総研』通巻394号2011年8月号）から引用して次のようにまとめておきたい。

- ① 1999年3月の自治令改正によって167条の10の2が新設され、総合評価入札方式が導入されたことである。自治令167条の10の2は「価格その他の条件が当該自治体にとって最も有利なものをもって落札者とする」と定め、それまで他事考慮と批判されてきた価格以外の要素を考慮して落札者を決定することに根拠を与えた。
- ② 2002年の自治令167条の10の改正では、低入札価格調査制度並びに最低制限価格制度の対象となる契約の範囲が拡大し、「工事又は製造の請負」に加えて、業務委託を含む「その他の請負」の契約にも適用されることになった。
- ③ 2004年には、自治法234条の3が改正され、長期継続契約の対象となる契約の範囲が拡大し、従来の「電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約」に、「その他政令で定める契約」が加えられ、これを受けて自治令167条の17が新設され、「役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるもの」となった。これにより、労働集約型業種である庁舎管理、清掃、病院や学校などの給食調理、図書館等の業



務委託契約についても、3～5年の期間での契約を締結することができるようになった。

- ④さらに、同年には、随意契約の対象となる契約の範囲（自治令167条の2）について、「福祉関係施設等から地方公共団体の規則で定める手続により物品等を調達する契約」（3号）等が追加され、2008年にはこの3号の規定の契約の種類について、業務委託請負が追加された。
- ⑤なお、工事又は製造に係る契約に関しては、2000年に「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が制定され、談合防止等の措置を中心とした取り組みが進められてきたが、2005年には「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が制定され、公共工事の品質確保のための主要な取り組みとして総合評価入札方式の採用が推進された。

(2) 調査結果のまとめ

そして今回の調査結果をまとめるならば、第1に建設工事の入札については、多くの自治体で入札参加資格基準や業者選定に係る資格基準、指名停止措置を定め、全ての自治体で最低制限価格制度を導入しているが、低入札価格調査制度を導入しているのは僅か1自治体であった。入札・落札に係って総合評価方式は、17自治体70.8%で設定しているが、要綱等をホームページで公開しているのは13自治体中僅か4自治体でしかなく、総合評価方式発注金額は、発注方式（特別簡易、簡易、標準）により異なるが3,000万円以上で過半を占めている。つまり、3,000万円以下は価格競争になっている。徳島県は2007(平成19)年に「総合評価落札方式の拡充」として、それまでの7,000万円以上から3,000万円以上全面实施とし、1,000万円以上試行及び評価項目の見直し等を行なっているが、さらに制度の充実が求められる。

第2に業務委託契約は、建設工事入札に比べて最低価格制度の導入は半数以下の自治体であり、しかも総合評価方式を設定しているのは僅か2自治体でしかなく、さらに3,000万円以上の発注金額が総合評価方式の対象となるが、徳島県内では県庁舎清掃業務すら3,000万円以下となる現状から、県内自治体の清掃業務の委託は価格競争となってしまうと言っても過言ではない。このような清掃業務委託に関わっての入札価格低下の実態背景には、清掃業務に対する否定的な社会評価があると考えられる。

第3に、公契約条例の検討について、2自治体で条例化を検討しているが、今後さらに増加することを期待する。

第4に、県庁舎清掃業務等の随意契約問題の背景には、日本国政府への米国政府要望書（正式名称：規制緩和日米規制改革および競争政策イニシアティブに基づく日本国政府への米国政府要望書）と、WTO政府調達を日本が協定したことがあり、これ以降は様々な規制緩和が進み、その代表例ともいえるのが郵政民営化であるが、業務委託の清掃分野も同様の規制緩和が行なわれ、「県庁舎清掃業務等の随意契約問題」もその影響であった。しかも今回のような県庁舎清掃業務の仕様書が続けば、県庁舎の様々な箇所での綻びや修繕への対応が早くなり、かえって費用が高くなる懸念もある。

最後に、今回の入札に関わる自治体の実態調査や聞き取り調査をまとめると、10月27日に徳島市内で開かれた「徳島県の公契約条例・公共サービス基本条例をめざすフォーラム」で「政策入札制度とは何だろう」を報告した大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合の富田一幸代表理事は「競争は否定できないが、何を競争するのが重要である。価格競争ではなく今一番抱えている雇用を競うべきである。総合評価は良い制度だが、市長が変わればまた価格競争になる不安がある。市長が誰になっても価格競争にならないための条例が自治体に必要であり、それが公契約条例である」の言葉を引用してまとめとする。